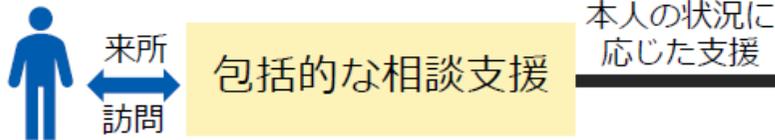


生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

注目ポイント

R7年度概算要求額：732億円の内数
R6年度予算：657億円の内数
+ R5年度補正予算：30億円



- ★ **自立相談支援事業** **改正**
 - 全国907自治体で1,381機関
 - 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
 - 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

- **支援会議** **改正**
 - 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
 - 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

- 再就職のために住まいの確保が必要
- 緊急に衣食住の確保が必要
- 住まいに課題があり地域社会からも孤立
- 就労に向けた手厚い支援が必要
- 家計の見直しが必要
- 子どもに対する支援が必要

- ★ **住居確保給付金の支給** **改正**
 - 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付
- **一時生活支援事業** **改正**
 - 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
 - シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援
- ◆ **就労準備支援事業** **改正**
 - 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練
- **認定就労訓練事業**
 - 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成
- ◆ **家計改善支援事業** **改正**
 - 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援
- **子どもの学習・生活支援事業**
 - 子どもに対する学習支援
 - 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

① 自立相談支援事業における居住支援の強化

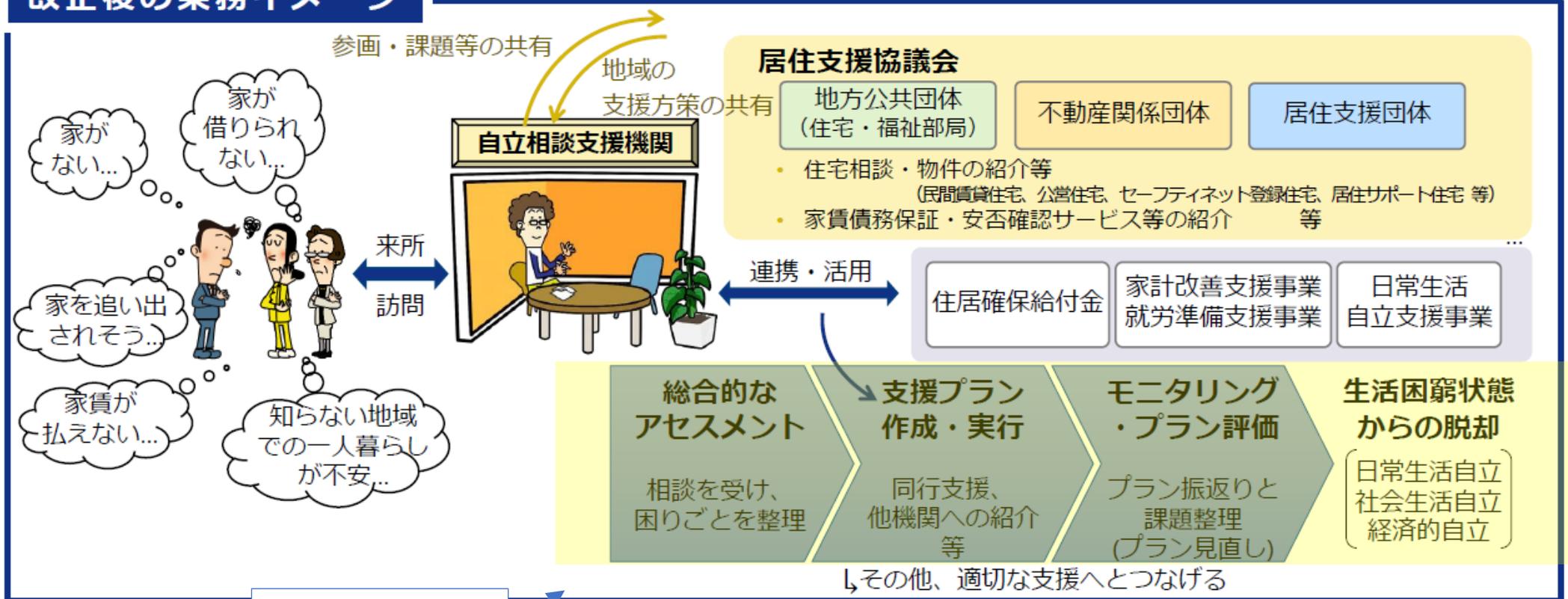
注目ポイント

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
- ✓ 「ホームレス」だけでなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口が自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、総合相談窓口の機能と連携した支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者



来所
訪問

住まいの相談窓口



相談の中で課題を把握・分析

自立相談支援事業

【体制例】

主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加算は自立相談支援機関に配置し
た場合を想定

参画・課題等の共有

地域の支援方策の共有

連携・活用

不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

地域居住支援事業

連携して対応
(情報共有・助言、役割分担等)

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

注目ポイント

総合的な
アセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

・ 生活困窮者自立支援制度
の利用が必要^注

生活困窮の支援プランを作成し、
必要な支援等を実施
(地域居住支援事業の利用等)

・ 生活保護の利用が必要
・ 生活保護を受給中

福祉事務所と連携
(生活困窮者向けと被保護者向けの
地域居住支援事業の一体実施等)

・ 経済的な困窮はないが、
独力での課題解決は困難

居住支援法人等の地域の社会資源と連携

・ 不動産業者等への相談に
より独力で課題解決可能

情報提供のみで終了

丸投げ
ではない

福祉事務所

地域包括支援
センター

基幹相談支援
センター

等

注) 住まいの総合相談窓口から
つながる場合を含む

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

2 事業の概要

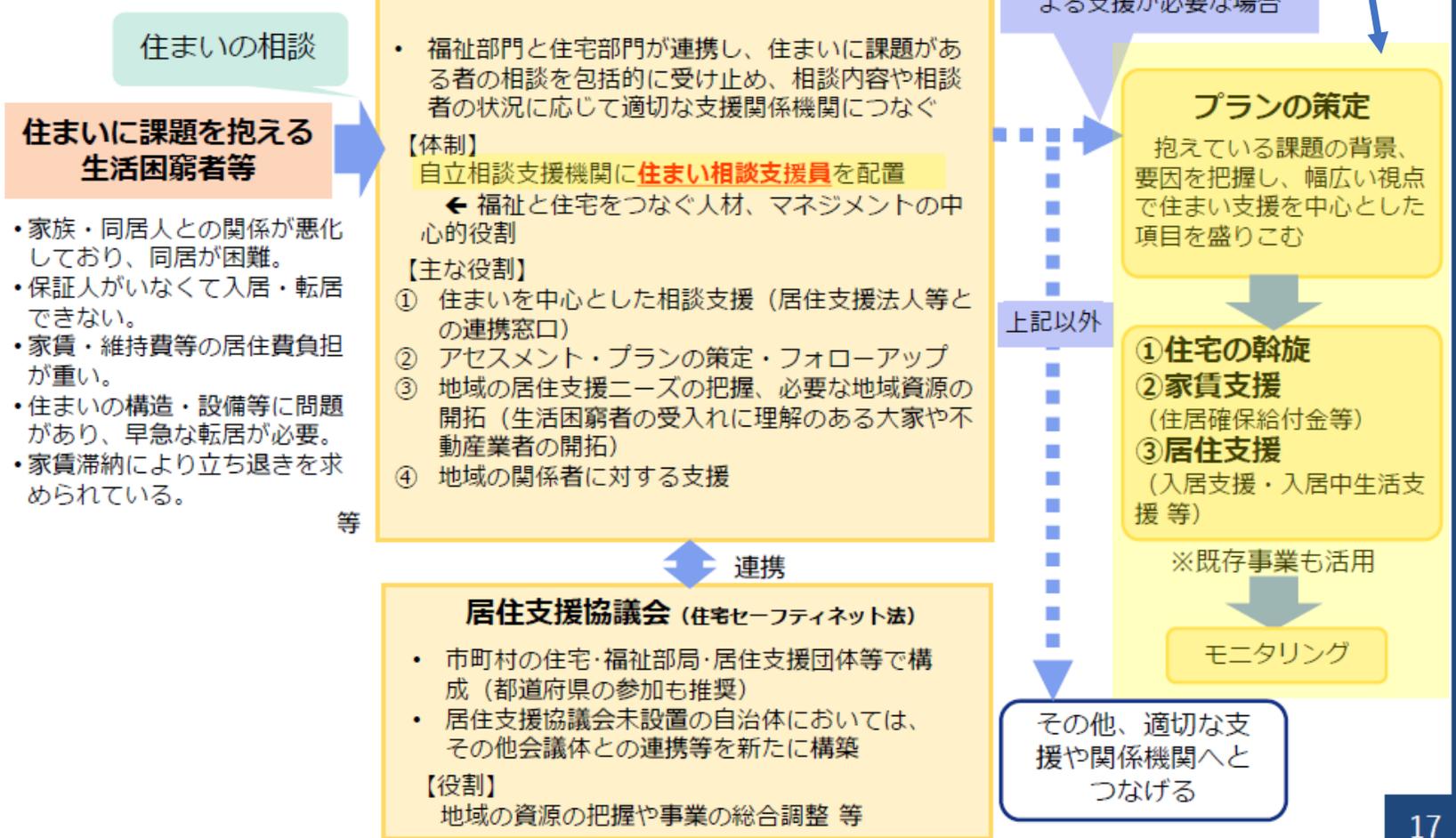
自立相談支援機関に
住まい相談支援員（仮称）を配置し、支援等を行う場合の加算を創設する

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

○負担割合：国 3 / 4
都道府県・市・区等 1 / 4

4 事業のイメージ



住まい相談支援員の役割について（案）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
<p>住まい相談支援員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの課題を中心とした相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※入居にあたっての支援等は地域居住支援事業による対応 ○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応 ○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応 ○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等 <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など ※地域居住支援事業の業務内容のうち一部を移管
<p>（参考） 居住支援員 【地域居住支援事業】</p>	<p>自立相談支援機関において策定されたプランをもとに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居にあたっての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援 ○居住を継続するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問等による見守りや生活支援 ○互助の関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援 ※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応 ※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

努力義務

【指定状況】

・896法人 (R6.6末時点)

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 (不動産事業者等)

居住支援法人が行う業務

- ・セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・大家に対する必要な情報提供
- ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援
を依頼

支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼

支援会議の構成員
として参画を依頼

自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(再)委託先に

地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援 (入居中の支援等) は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

注目ポイント

【令和7年10月1日施行 (予定)】

2 (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- ・ 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助
- ✓ 家賃負担の軽減に伴い家計が改善することにより、経済的自立と安定した住まいを確保する。

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

注目ポイント

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
 - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
 - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
 - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

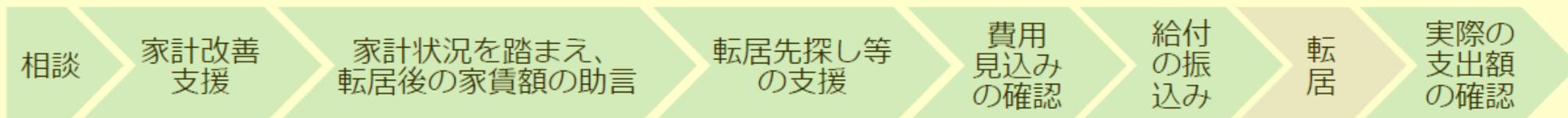
収入要件：市町村民税均等割非課税の水準+家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

<支援の流れのイメージ> ※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法 (※) を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

注目ポイント

2 事業の概要・スキーム

現行(家賃相当分)

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

支給額

家賃額 (住宅扶助額を上限)

拡充後

支給対象者

- <家賃相当分> 現行 (①、②) のまま
- <転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

支給要件

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 収入、資産要件は同じ。 求職活動要件は求めない。

支給額

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 転居のための初期費用 (引っ越し代・礼金等) (上限あり)

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体 907自治体) ○負担割合：国 3/4、都道府県・市・区等 1/4

制度改正対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

注目ポイント

都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 広域実施に向けた調整・事業実施に向けた環境整備や訪問支援等の実施
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当



自治体・支援員向けコンサル

国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、下記のような課題についてのノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。

- ・ 各種事業の立上げ・事業実施上の課題
- ・ 官民連携等を進める際の課題

照会先：生活困窮者自立支援室



※今年度の募集は締め切りました。

※地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）の活用を検討している場合は、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」も活用可。（照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課）※今年度の募集は終了。

ニュースレター

生活困窮者自立支援室から、自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報などの取組・支援の参考となる情報を発信中。

バックナンバーはこちら▶



自治体事例集

厚生労働省ウェブサイトにおいて、様々な自治体における各種事業・支援会議の立上げ方法や実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法等をまとめている。

掲載先はこちら▶

※アクセス後、下に画面をスクロールしてください。



制度改正の内容のまとめ

1 小金井市居住支援協議会と関係の強そうな内容

- (1) 住居確保給付金の支給内容が拡充する。

生活困窮者への支援の際に引っ越し費用等に対応できるようになる。

- (2) 自立相談支援機関に住まい相談支援員（仮称）の配置により加算※が入る。

※必須ではないため、配置しないことも可能

居住支援相談窓口と連携することで、入居者だけでなく不動産関係者への支援も可能となる。

- (3) 国または都道府県から、アドバイス等の提供が受けられるようになる。



令和7年2月ごろ、国道交通省及び厚生労働省の職員による制度説明会を予定中

令和6年9月6日

生活困窮者自立支援法等改正について

令和7年4月からの居住支援の強化のポイント厚生労働省

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室資料 抜粋